

平成 3 1 年度

滋賀県予算施策に対する重点要望

平成 3 0 年 9 月

滋 賀 県 市 長 会

1. 国民体育大会および全国障害者スポーツ大会に向けた取組について

2024年開催予定の第79回国民体育大会および全国障害者スポーツ大会の開催に当たっては、主催である滋賀県が主体性を発揮され簡素で効果的な大会となるよう、積極的に県が責任をもって取組を願いたい。

- (1) 大会の開催地となることにより、市民・県民のスポーツへの意識が高まり、体力向上、健康増進が図られるとともに、観光面等地域経済の発展にも資することが期待される。加えて国民体育大会終了後においてもその効果が継続することから、市町の競技会場周辺の県有施設の整備推進を図られたい。さらに、会場地として選定された施設のトイレ等のユニバーサルデザイン化を含めた整備や開催運営経費および市が関連して整備する道路、河川、都市公園に対する財政支援など特段の配慮を願いたい。
- (2) 主会場をはじめ各種競技施設の整備に当たっては、周辺地域の歴史、文化との調和について引き続き配慮を願いたい。

〔県民生活部1 要望書P8〕

2. 子育て支援の体系的整備について

○幼児教育・保育の無償化に向けた施策の充実について

2019年10月の実施を目指すとする幼児教育・保育の無償化に向けては、来年4月からの入園・所の受付を事前に控えるなかでも、国および県からは制度設計および財源負担の詳細が示されていないという厳しい状況である。

子育て支援の中核である幼児教育・保育の安定化と質の確保に向けて、財源については国が全額負担されるよう県としても強く要望するとともに、特に次の事項を重点として積極的な推進を図り、保育士確保のために市町が実施する事業に対し、積極的な支援を願いたい。

- (1) 保育士に対する処遇改善等における県独自施策の実施
- (2) 保育士・保育所支援センター事業のさらなる充実と体制の強化および潜在保育士情報の提供と保育人材バンクの活用
- (3) 県内自治体間で保育の質が一定担保されるよう、現行の地域区分より生じる公定価格の差額分に対する財政支援および同一地域内における地域区分の統一について国への強い働きかけ

- (4) 保育園等の低年齢児（０～２歳）における保育士配置基準について、急務の暫定措置として、地域型保育事業の家庭的保育事業等と同様に、家庭的保育補助者の配置で保育可能となるよう基準緩和の国への働きかけおよび低年齢児保育保育士等特別配置事業の継続実施
- (5) 現在の公定価格における利用者負担額について、施設型給付が保護者への個人給付であることに鑑み、無償化に伴う財政支援が自治体間で不均衡にならないよう、公立施設・民間施設に関わらず全ての１号及び２号認定子どもに係る新たな財源確保の国への働きかけ〔新 規〕

〔健康医療福祉部１ 要望書P17〕

○子育て支援の体系的整備について

少子化対策として保育料の無償化について２０１９年１０月からの実施を目指すとされているが、人口減少に歯止めをかけるためには、子育て世代が３人目以降の出産をためらうことのないよう多子世帯への経済的支援の継続を国へ要望するとともに、滋賀県多子世帯子育て応援事業の継続と所得制限の撤廃等による制度拡充を図られたい。

〔健康医療福祉部３（２） 要望書P18〕

３．地域交通の充実確保について

都市基盤の根幹となる総合交通体系の早期整備と県内地域交通の充実確保を図るため、市町の意見を十分に踏まえ、政策展開を図るとともに、国および関係機関に対して継続的な働きかけを願いたい。

- (1) 鉄道経営の単独維持が厳しいとされている近江鉄道の存続に向けた県の責任と強力なリーダーシップの発揮〔新 規〕
- (2) 自治体が運営を支援する鉄道や地域間幹線バス路線およびコミュニティバスやデマンドタクシー等の地域公共交通に対する支援

〔土木交通部３（４）（５） 要望書P41〕

4. 治水対策の充実について

○河川の整備促進について

社会資本整備重点計画にかかる改修事業について、「滋賀県流域治水基本方針」においても根幹的な治水対策と位置づけられる河川整備について、より積極的な取組と事業推進が図られるよう所要額の確保を願うとともに、次の事項について積極的な対応を願いたい。

- (1) 近年、全国各地で頻発する集中豪雨や想定を超える大雨、昨年8月の台風5号および10月の台風21号でも甚大な被害が発生していることから、瀬田川洗堰が全閉となることのないよう適正な管理を願うとともに、早期に治水対策を確立されたい。

また、市街地においては都市型洪水の発生が頻発していることから、遊水池の整備等も早急に対応願いたい。

- (2) 公表されている「滋賀県の河川整備方針」や「地先の安全度マップ」の検討結果に基づき、地域の実情に応じて特に天井川等緊急に改修を必要とする一級河川の整備促進に向けた具体策を早期に検討され、実施されるとともに、流域全体で取り組む総合的な治水対策についても、調査・研究を行い、有効な施策を実施されたい。

- (3) 環境面と治水面に配慮し、天井川の平地河川化や一級河川の整備と管理者として十分な維持管理ができるよう大幅な予算の確保を行い、流下能力を確保するための雑木伐採および浚渫等適切な維持管理を願いたい。

また、県民に親しまれる河川であるためにも、瀬切れが生じる河川においては、年間を通じて水の流れのある川としての維持・整備を願いたい。

〔土木交通部 11（1）～（3） 要望書 P47〕

○ダム建設中止・検討結果に伴う治水対策等について

県内で計画されているダム建設については、河川管理者である国および滋賀県、さらには地域や有識者も参加し、半世紀近くに及ぶ議論がなされ、治水安全度を早期に高める手段として位置づけられてきたところである。

については、流域住民の生命と財産を守ることは行政の重要な責務であり、県民が安全・安心な生活を送れるよう、次の事項について県として責任ある対応を願いたい。

- (1) 大戸川ダムについては、建設事業の継続とした国の対応方針を踏まえ、ダム建設および準備工事の早期完成ならびに河川改修および維持管理について特段の配慮を願いたい。
- (2) 一級河川安曇川については、北川ダム建設事業と同等の安全度を備えた河道改修等について所定の事業費の前倒しにより早期完成が図れるよう特段の配慮を願いたい。

また、北川ダム周辺地域整備事業が完了するまで北川水源地域振興事務所の現体制を維持願いたい。
- (3) 平成28年7月20日に国土交通省が「中止」と対応方針を決定した丹生ダム建設事業については、国・県主導のもと、二度に亘る地域住民の苦渋の決断により事業協力に至ったことを十分認識し、地元の意向を十分に聞き入れた誠意ある対応をするよう国への働きかけを行うとともに、県においても地元の意見を尊重し、地域住民の立場に立った誠意ある対応と今後の地域振興、地域整備について、財政措置など含め新たな地元支援策の構築とスピード感を持った早期の事業実施を願いたい。

また、残された課題である河川改修による治水対策を速やかに進めること。
- (4) 一級河川芹川について、流域住民が安全で安心して暮らし続けることができる治水安全度を確保した具体案の検討を早急に行い、流域住民に公表し、治水対策を進められたい。

〔土木交通部 10 要望書 P 46〕

5. 小中学校の業務改善の推進について

小中学校の教職員の業務負担を軽減し、児童生徒と向き合う時間を確保し、教育の充実が図られるよう、学校の業務改善の推進について、県としても一層積極的に取り組んでいただくよう、次の事項について特段の配意を願いたい。

- (1) 県が実施する調査、会議、研修の見直し
- (2) 学校事務の共同実施を推進するために必要な事務職員の加配
- (3) 部活動にかかる大会運営の見直し
- (4) 休業日に実施する行事への教職員の動員や、作品募集等の依頼の抑制
- (5) 校務支援ソフト、各種作成書類の様式の県下での統一〔新 規〕

〔教育委員会 1 要望書 P 49〕

6. 森林の保全と強い林業・木材産業の振興について

木材価格の低迷により森林経営意欲が減退し、荒廃森林や林地境界の不明瞭化が進んでおり、森林が有する多面的機能が低下していることから、市民生活に深刻な影響を及ぼす懸念があるため、森林整備の継続的な推進と強い林業・木材産業の振興に向けて、次の事項について積極的な取組と国に対する働きかけを願いたい。

- (1) 2019年度以降、市町に配分される「森林環境譲与税（仮称）」の導入にあたり既存事業の継続と確実な支援を願いたい。〔新 規〕
- (2) 2021年に本県で開催予定である「第72回全国植樹祭」に向けて、間伐の促進をはじめとする森林整備事業への支援を願うとともに、森林資源の充実のもと持続的な森林経営に向けて、植林から保育といった森林の再生にかかる支援制度の新設拡充や技術の確立を願いたい。
- (3) 森林施業の適切な実施と森林施業の集約化の推進のため、林地台帳制度が来年4月から実施される中、制度が円滑に進むよう支援を願うとともに、固定資産課税台帳の所有者情報が市の税務部局から林業部局に入手ののち森林組合等森林整備主体で活用出来るよう制度設計について国に働きかけられたい。
- (4) 森林整備を担う人材の確保を図るとともに、治山事業の加速的实施、林道整備事業に併せた河川の浚渫など、河川への土砂堆積に対する抜本的な対策を講じられたい。
- (5) 人工林と天然林が混在する森林の一体的施業による木材の供給から流通まで、循環型で持続可能な仕組みづくりに向けて、自伐型林業による森林経営に対するハード・ソフト両面からの支援を願いたい。
- (6) 新たな森林経営管理制度に基づく取組については、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理を全県において戦略的に進めるため、滋賀県が主導的な立場で市町と連携して対応されるとともに、市で円滑な実施ができるよう支援を願いたい。

また、市町においては専門的な職員が不足しているため、県において支援策を講じられたい。〔新 規〕

〔琵琶湖環境部 4 要望書 P11〕

平成30年 9月20日

滋賀県知事

三日月 大 造 様

滋賀県市長会

会 長 山 仲 善 彰